

1 食育推進計画策定の背景と趣旨

(1) 社会的背景

食育とは、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践できる力を育むことであり、子どもから大人まで、すべての人々に大切なものです。

しかし、近年、社会環境が変化し、ライフスタイルや価値観の多様化等による家族との食事の機会の減少や、子どもや若い世代の朝食の欠食、食習慣の乱れなどの食に関わる問題により、子どもの食習慣への影響が懸念されます。

さらに、働き盛り世代の肥満等の生活習慣病*、高齢者の低栄養*など、食にかかわる問題が生じており、人生 100 年時代を見据え、乳幼児期を含む子どもとその親、若い世代から高齢者まで、すべての市民が栄養バランスに配慮した食習慣を心がけ、健康で心豊かな食生活を実践していくことが重要です。

また、食品ロス*の削減などの、「持続可能な食を支える食育活動の推進」や新型コロナウイルス感染症拡大防止のための「新しい生活様式*」や「デジタル化」を踏まえた食育を推進していく必要があります。

(2) 国・兵庫県の動向

国は、「食育」を総合的かつ計画的に推進するため、平成 17 年（2005 年）7 月、「食育基本法」を施行し、これに基づき平成 18 年（2006 年）3 月に「食育推進基本計画」を策定しました。以後、改定を重ね、令和 3 年（2021 年）3 月に、第 4 次食育推進基本計画を策定しました。

兵庫県は、国の策定した食育推進基本計画の内容を踏まえながら、食育基本法に定める都道府県食育推進計画として、食育推進計画を策定しています。

平成 19 年（2007 年）3 月の策定以降、改訂を重ね、令和 4 年（2022 年）3 月に食育推進計画（第 4 次）を策定しました。

また、国や兵庫県では、SDGs*（持続可能な開発目標）の考え方を踏まえた食育推進が進められています。SDGs*^{P1}の目標には、「目標 2 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する」、「目標 4 すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する」、「目標 12 持続可能な生産消費形態を確保する」などの食育と関係の深い目標があります。

(3) 計画策定の趣旨

本市では、国や兵庫県の策定した計画を踏まえ、たからづか食育推進計画（以下「第 1 次計画」という。）〈期間：平成 23 年度（2011 年度）～27 年度（2015 年度）〉及び第 2 次たからづか食育推進計画（以下「第 2 次計画」という。）〈期間：平成 28 年度（2016 年度）～令和 4 年度（2022 年度）〉を策定し、「次世代へつなごう！正しい食習慣のバトン！」をスローガンに、行政、学校園*、保育所（園）、地域団体、事業者、生産者、関係機関・団体が連携・協力し、食育に関する各種施策を展開してきました。

これまでの食育推進の成果や課題、食をめぐる現状や課題を踏まえ、今後も、食育に関する施策をより一層推進することを目的とし、令和 5 年度（2023 年度）から令和 9 年度（2027 年度）までの 5 年間で計画期間とする、第 3 次たからづか食育推進計画を策定しました。

生活習慣病：食生活や運動、休養、喫煙、飲酒などの生活習慣が、発症や進行に大きく関与する慢性の病気の総称。心疾患、脳血管疾患、糖尿病、高血圧性疾患などを指す。

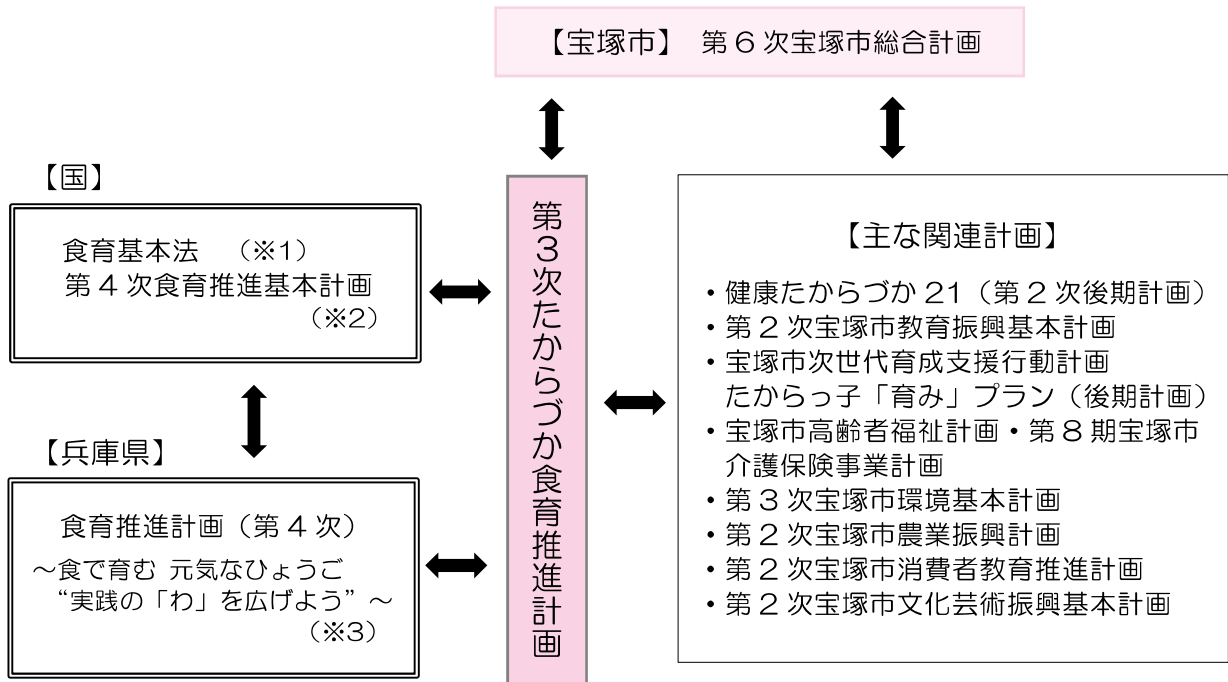
低 栄 養：健康的に生きるために必要な量の栄養素が不足している状態。一般に高齢になると食事が少なく食事に偏りが生じやすくなり、このような食生活が長く続くと、たんぱく質やエネルギーの不足につながる。低栄養は、フレイル（加齢とともに心身の活力、社会的つながりが弱くなった状態）と関係が強く、ともに予防が大切である。

食 品 ロ ス：まだ食べられるのに廃棄される食品のこと。

2 計画の位置付け

本計画は、食育基本法第 18 条第 1 項に基づく市町村食育推進計画として位置付け、本市の食育を進めていくための基本的な方針及び、具体的に推進するための施策の方向性を示すものです。

また、本計画は、国及び兵庫県が定めた食育推進計画に基づき、第 6 次宝塚市総合計画の下位計画として位置付け、市の関連計画との整合性を図るとともに、連携しながら食育の取組を推進します。



(※1) 食育基本法

食育を国民運動として推進するため、食育の基本理念と方向性を明らかにし、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として、平成 17 年（2005 年）6 月に成立、同年 7 月 15 日に施行されました。

(※2) 第 4 次食育推進基本計画

- 重点事項 1 生涯を通じた心身の健康を支える食育の推進（国民の健康の視点）
- 重点事項 2 持続可能な食を支える食育の推進（社会・環境・文化の視点）
- 重点事項 3 「新たな日常」やデジタル化に対応した食育の推進（横断的な視点）

(※3) 食育推進計画（第 4 次）～食で育む 元気なひょうご “実践の「わ」を広げよう”～

基本理念：『心身の健康の増進と豊かな人間形成、明るく心地よい家庭と元気な地域づくり』の実現

コンセプト：令和の新時代 人生 100 年時代を健康で心豊かに生きるための食育

基本方針：①すべての県民が世代に応じた食育活動をすすめ、元気な地域をつくる

②県民が生涯にわたり健全な食生活を実践することができるよう、すべての関係者で持続可能な食を支える環境の整備を図る

③“ひょうごらしさ”をいかし、「新しい生活様式^{※P1}」やデジタル化に対応した食育を進める（ひょうごの五つの国（地域）の特長、震災の経験と教訓）

3 計画の期間

計画期間は、令和5年度（2023年度）から令和9年度（2027年度）までの5年間とします。

なお、計画の達成状況や社会情勢の変化等によって、計画の期間内であっても、必要に応じて、計画の見直しを行います。

平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度
第2次たからづか食育推進計画							第3次たからづか食育推進計画				

4 計画の策定方法

(1) 宝塚市食育推進会議の開催（参考資料2 P48 参照）

知識経験者、食育推進関係団体の代表、市民公募委員、関係行政機関の職員で構成する宝塚市食育推進会議において、第2次計画の評価及び本計画の策定について専門的かつ多様な観点から審議を行いました。

(2) 庁内会議の開催

第3次たからづか食育推進計画策定検討会設置要綱（参考資料6 P53 参照）により、庁内関係部署からなる、第3次たからづか食育推進計画策定検討会を設置し計画内容の検討及び調整等を行いました。

(3) アンケート調査の実施

【調査目的】

市民の食生活に関する実態や意識を把握し、第2次計画の目標指標の評価を行い、本市が取り組む課題を明らかにし、第3次たからづか食育推進計画の基礎的資料とするため、第3次たからづか食育推進計画策定のためのアンケート調査を実施しました。

【調査内容】

＜方 法＞ 無作為抽出（令和3年（2021年）12月21日時点、市内在住の方）
調査票を郵送配布・郵送回収し実施

＜期 間＞ 令和4年（2022年）1月7日～1月18日

＜対 象＞ ① 3～5歳児（※1）・小学5年生・中学3年生の保護者

（※1）

3歳児：平成29年（2017年）4月2日～平成30年（2018年）4月1日生まれ

4歳児：平成28年（2016年）4月2日～平成29年（2017年）4月1日生まれ

5歳児：平成27年（2015年）4月2日～平成28年（2016年）4月1日生まれ

② 20歳以上の市民

<人 数> ① 3 歳児の保護者 : 259 人
 4 歳児の保護者 : 258 人
 5 歳児の保護者 : 309 人
 小学 5 年生の保護者 : 326 人
 中学 3 年生の保護者 : 348 人 計 1,500 人

 ② 20 歳以上の市民 : 1,500 人

【回収結果】

	子 ども の 保 護 者						20 歳以上の 市民
	3~5 歳児			小学	中学	合 計	
	3 歳児	4 歳児	5 歳児	5 年生	3 年生		
配布件数	259 件	258 件	309 件	326 件	348 件	1500 件	1500 件
回収数	159 件	126 件	175 件	173 件	183 件	821 件(*1)	693 件(*3)
有効回答数	159 件	126 件	175 件	173 件	183 件	817 件(*2)	692 件
有効回収率	61.4%	48.8%	56.6%	53.1%	52.6%	54.5%	46.1%

*1 白紙回答 4 件・学年無回答 1 件を含む

*2 学年無回答 1 件を含む

*3 白紙回答 1 件を含む

(4) パブリック・コメントの実施

市民が計画策定に参画できる機会として、計画案を広報たからづかや市ホームページに掲載し、広く市民から意見を募り、多様なニーズや意見等を把握し、計画に反映することに努めました。

<期 間> 令和 4 年 (2022 年) 12 月 12 日~令和 5 年 (2023 年) 1 月 13 日

<意見提出者数> 8 人

<提出意見数> 34 件